



島根県報

令和8年9月15日（火）

第 7 5 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

予算の執行等について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則（人 事 課） 2

【告 示】

保安林の指定施業要件の変更（森 林 整 備 課） 2

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（2件）（農 業 経 営 課） 3

公共測量の実施（2件）（技 術 管 理 課） 4

公共測量の終了（ ” ） 5

砂利採取業務主任者試験の実施（河 川 課） 5

公布された条例等のあらまし

◇予算の執行等について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則（規則第50号）

1 規則の概要

地方自治法の改正等に伴う引用する条項の整理（本則関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の一部については、令和8年9月24日から施行することとした。

規 則

予算の執行等について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第50号

予算の執行等について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則

第1条 予算の執行等について賠償責任を負うべき職員を指定する規則（昭和43年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第2条 予算の執行等について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年9月24日から施行する。

告 示

島根県告示第535号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町小田842－1、842－28、842－29

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町小田842－1、842－28、842－29

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市小境町1695番1	田	857

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年11月1日	権利の始期から令和13年12月31日まで	8,570

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年9月29日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 15 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市斐川町原鹿664番 1	田	1,158
出雲市斐川町原鹿664番 2	田	1,000

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和 8 年 11 月 1 日	権利の始期から令和16年12月31日まで	58,528

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 8 年 9 月 29 日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 15 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和8年9月1日から同年12月7日まで

3 作業地域

益田市本俣賀町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和8年9月1日から同年11月30日まで

3 作業地域

大田市大屋町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年9月2日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

2 作業期間

令和8年6月17日から同年9月2日まで

3 作業地域

益田市高津地内

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

令和8年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験の日時

令和8年11月13日（金）午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

- (1) 受験案内の入手方法

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所及び一般社団法人島根県砂利協会において配布するほか、県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

- (2) 受験申込方法

しまね電子申請サービス（<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/jari-shiken>）において、必要な事項を入力するとともに、申請前6月以内に撮影した正面無帽上半身像の電磁的記録を添付して申し込むこと。

- (3) 受付期間

令和8年10月1日（木）午前8時30分から同月16日（金）午後5時15分まで

5 受験手数料

8,100円を受験案内で指定する方法により納付すること。

6 受験票の交付

受験申込を受理したときは、受験番号を記載した仮受験票を電子メールにより交付するので、試験当日に受付で仮受験票を印刷したもの又はスマートフォン等の電子機器の画面に表示した仮受験票を提示した者に対し、受験票を交付する。

7 結果発表

試験結果は、令和8年11月27日（金）に郵送にて合格者本人に通知するほか、合格者の受験番号を県河川課のホームページに掲載する。

8 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理係（電話0852-22-6783）に照会すること。